清須市地域防災計画

新旧対照表

平成 23 年改正

清須市防災計画 第1部 総則 (H23.2.18 時点)

	現 行	改 正 案	
P6	第2 県 [表中]	第2 県 [表中]	県防災計画の
	14 <mark>危険物施設</mark> の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査	14 <u>危険物等施設</u> の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査	修正
P8	第3 指定地方行政機関	第3 指定地方行政機関	県防災計画の
	東海農政局 [表中]	東海農政局 [表中]	修正
	10 <mark>米穀・乾パン</mark> 等応急食料の調達・供給	10 <u>米穀の</u> 応急食料の調達	
	11 食料品の需給、価格等の動向調査	11 食料の需給・価格等動向に関する調査結果に基づき、必要	
		に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対	
		して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。	
P12	第7 一部事務組合等	第7 一部事務組合等	組合の解散に
	表の機関の名称	表の機関の名称	よる修正
	尾張共立病院組合(感染症隔離病舎)	【削除】	

清須市防災計画 第3部 風水害等災害応急対策計画 (H23.2.18 時点)

	現 行	改 正 案	
P135	4 災害派遣部隊の活動範囲 項 目 活 動 内 容 救援物資の無償貸付又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	4 災害派遣部隊の活動範囲 項目 活動内容 物資の無償貸付 又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付 及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し 生活必需品等を無償貸付し、又は救じゆつ品を譲与する。	県防災計画の 修正
P139	① 県医療救護班及び西名古屋医師会への要請 ア 市民環境部長及び健康副支部長は、必要と認められる場合 は、市長を通じて、県 <u>(衛生部長)</u> に県医療救護班の派遣の要 請を行う。	① 県医療救護班及び西名古屋医師会への要請 ア 市民環境部長及び健康副支部長は、必要と認められる場合 は、市長を通じて、県 <u>(健康福祉部健康担当局長)</u> に県医療 救護班の派遣の要請を行う。	県の組織再編 による修正
P176	4 応援協力関係 ② 市は、自ら <u>防疫活動</u> の実施が困難な場合、他市町村又は県へ <u>防疫活動</u> の実施又はこれに要する要員及び資機材について応 援を要求する。	4 応援協力関係 ② 市は、自ら <u>防疫・保健活動</u> の実施が困難な場合、他市町村 又は県へ <u>防疫・保健活動</u> の実施又はこれに要する要員及び資機 材について応援を要求する。	県防災計画の 修正
P181	 第1 実施体制 1 対策実施上の時期区分「表中」 区分 措置のめやす 住宅被災・避難 期 ● 建築物の応急 危険度判定の実施及び 危険防止措置 	第1 実施体制 1 対策実施上の時期区分「表中」	県防災計画の 修正

		現 行		改 正 案	
P182		策推進会議の設置[表中]	第 1 実施体制 2 災害時「住」対	策推進会議の設置 [表中]	県防災計画の 修正
	名称 市 県 国・防災関係機関 愛知県建設業協会	役割のあらまし ③ 応急危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施 ① 応急危険度判定実施のための応援 要員の確保並びに作業基準・マニュアル の作成	名称 市 県 国・防災関係機 関 愛知県建設業協 会	役割のあらまし ③ 被災宅地危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施 ① 被災宅地危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成 ① 被災宅地危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成	
P190	1 方針 降雨の等の災害 測され、さらに被 る二次災害の発生 どうかなどの判断 る。そこで、あら <mark>応急</mark> 危険度判定を	急危険度判定 により、多くの宅地が被害を受けることが予 災した宅地により、その後市民の生命に関わ のおそれがある。災害直後に宅地の安全性は は、専門知識を持たない被災者には困難であ かじめ登録された判定士を現地に派遣して 行い、その危険性を周知することにより、二 止し、市民の生命の保護を図る。	予測され、さらに 関わる二次災害の 全性はどうかなと 困難である。そこ 派遣して <u>被災宅</u> 地	「急危険度判定」 「会危険度判定」 「により、多くの宅地が被害を受けることが こ被災した宅地により、その後市民の生命に の発生のおそれがある。災害直後に宅地の安 での判断は、専門知識を持たない被災者には で、あらかじめ登録された判定士を現地に 也危険度判定を行い、その危険性を周知する で災害を未然に防止し、市民の生命の保護を	

	現 行	改 正 案	
P190	2 応急危険度判定実施本部の設置 ① 市は、市の地域内で応急危険度判定を実施するに当たり、市 災害対策本部の中に市応急危険度判定実施本部(以下「実施本 部」という。)を設置する。 ② 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の応急 危険度判定支援本部へ支援要請を行う。 ③ 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、応急危険度判定 活動を実施する。	り、市災害対策本部の中に市被災宅地 た険度判定実施本部(以 下「実施本部」という。)を設置する。 ② 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被 災宅地 た険度判定支援本部へ支援要請を行う。	県防災計画の 修正
P196	5 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施 (2) 応急な教育施設の確保と授業等の実施方法 オ 校舎等が集団避難施設となる場合は、授業実施のための校舎 等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎 等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活 動との調整について市と協議を行い、早期授業の再開を図る。	5 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施 (2) 応急な教育施設の確保と授業等の実施方法 オ 校舎等が集団避難施設となる場合は、授業実施のための校 舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、 校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と 避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開 を図る。	県防災計画の 修正
P203	2 道路・橋梁等の応急措置 ① 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、公用車による巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、 <mark>関係機関との緊密な情報交換を行う。</mark>	2 道路・橋梁等の応急措置 ① 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、公用車による巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。	県防災計画の 修正
P230	 2 実施内容 ② 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する(第16 節「交通」参照。) 	 2 実施内容 ② 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は う回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する(<u>第</u> 22節「交通」参照。) 	節番号修正

		改正案	
P171	第16節 <u>死体</u> の捜索・処理・埋火葬 本文中「 <u>死体</u> 」	第16節 <u>遺体</u> の捜索・処理・埋火葬 本文中「 <u>遺体</u> 」に変更	県防災計画の 修正
P226	(2) 自衛隊航空機の事故による災害が発生した場合 [表中] <mark>名古屋航空事務所</mark>	(2) 自衛隊航空機の事故による災害が発生した場合 [表中] 大阪航空局中部空港事務所	県防災計画との整合
P226	2 実施内容 ④ 負傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣し応急処理を施した後に西消防署救急隊等により適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の死体の収容、捜索、処理活動等は、第10節「死体の捜索・処理・埋火葬」の定めにより実施する。	2 実施内容 ④ 負傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣し応急処理を施した後に西消防署救急隊等により適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第16節「遺体の捜索・処理・埋火葬」の定めにより実施する。	県防災計画の 修正
P228	2 実施機関 ④ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の死体の収容、捜索、処理活動等は、第10節「死体の捜索・処理・埋火葬」の定めにより実施する。	2 実施機関 ④ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第16節「遺体の捜索・処理・埋火葬」の定めにより実施する。	県防災計画の修正

	現 行	改正案	
P230	2 実施内容 ⑤ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の死体の収容、捜索、処理活動等は、第10節「死体の捜索・処理・埋火葬」の定めにより実施する。	2 実施内容 ⑤ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、 現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送 する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収 容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動 等は、第16節「遺体の捜索・処理・埋火葬」の定めにより 実施する。	県防災計画の 修正
P236	2 実施内容 (1) 市 (5) 市では対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。 なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市(消防本部を含む。)は、「愛知県広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。	2 実施内容 (1) 市 (5) 市では対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。 なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市(消防本部を含む。)は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。	県防災計画との整合
P237	2 実施内容 (1)市 ⑦ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。	2 実施内容 (1) 市 ⑦ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、 現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送 する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収 容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の <u>遺体</u> の収容、捜索、処理活動 等は、 <u>第16節</u> 「遺体の捜索・処理・埋火葬」の定めにより 実施する。	県防災計画の 修正

清須市防災計画 第4部 地震災害応急対策計画 (H23.2.18 時点)

現 行		改正案	
P277	■基本的な考え方 「第3部 風水害災害応急対策計画 第19節 災害における 「住」対策」を参照。	■基本的な考え方 「第3部 風水害災害応急対策計画 第19節 災害における 「住」対策」を参照。 ただし、「宅地」は、「住宅地」と読み替え、「被災宅地危険度判 定」は、「応急危険度判定」と読み替える。	県防災計画の 修正
P288	 実施責任者 危険物及びその施設の所有者、占有者 市の役割 危険物及びその施設の所有者、占有者に対して危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要がある時は、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等を命令する。 		県防災計画の修正
P274	第18節 死体の埋火葬 本文中「 <u>死体</u> 」	第18節 死体の埋火葬 本文中「 <u>遺体</u> 」に変更	県防災計画の 修正